# 【令和8年度以降】 光ディスク等の規格等について

(給与支払報告書等)

令和7年11月

茅ヶ崎市市民部市民税課

## 1 【光ディスク等の規格】

以下の2種類での規格となります。(※ 当市は、CD・DVDのみとなります。)

- (1) CD
- ① サイズ12cm
- ② 規格 CD-R
- ③ 記憶容量 650MB
- ④ 記録形式 フォーマット ISO 9660 (Level2) / Joliet ※ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
- ⑤ 記録コード シフトJIS
- ⑥ 漢字の水準 JIS の第1水準及び第2水準
- (2) DVD
- ① サイズ12cm
- ② 規格 DVD-R
- ③ 記憶容量 片面4. 7GB
- ④ 記録形式 フォーマット ISO 9660 (Level2) / Joliet ※ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
- ⑤ 記録コード シフトJIS
- ⑥ 漢字の水準 JIS の第1水準及び第2水準

## 2 【ファイルの仕様】

ファイル名は、給与支払報告書の場合は「315dat\*\*.txt」、公的年金等支払報告書の場合「331dat\*\*.txt」と記録してください。

なお、ファイル名の一部にある「\*\*」には、ファイル数により「01」~「99」を記録してください。

(例) 2枚のCD に分けて提出する場合

#### 【給与支払報告書】

- 1枚目のCD に格納するファイル名・・・・「315datO1.txt」
- 2枚目のCD に格納するファイル名・・・・「315datO2.txt」

#### 【公的年金等支払報告書】

- 1枚目のCD に格納するファイル名・・・・「331dat01.txt」
- ・ 2枚目のCD に格納するファイル名・・・・「331datO2.txt」

# 3 【レコードの内容及び作成要領】

レコードの内容及び作成要領は、給与支払報告書については別紙1、公的年金等支払報告書については別紙2 のとおりです。

#### 別紙1 給与支払報告書 レコード内容及び記載要領

項番		項目名 項目名		人力文字基準	記録要領
1	法定資料の利	重類	半角	3 文字	「315」を記録する。
2	整理番号1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。
3	本支店等区分	<b>分番号</b>	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務者(	の住所(居所)又は	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務者の	の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の	)電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号2		半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。
8	提出者の住所 地	所(居所)又は所在	全角	60 文字以内	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	記録を省略する。
10	訂正表示		半角	1文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合 には「0」を記録する。
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年~9年については、前ゼロを付加して「01」~「09」と記録する。
12		住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	支払を受ける者	国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14	りる有	氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別		全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。
18	未払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除の額	質の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。
22	未徴収税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番		項目名		7	人力文字基準	記録要領
23	(源泉)控除対象配偶者の有無		半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源 泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の 場合には「4」を記録する。	
24	老人控除対	象配偶者		半角	1文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特	別)控除の	の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		44.7-	主	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の
27		特定	従	半角	2 文字以内	区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
28	控除対象		主	半角	2 文字以内	
29	扶養親族	老人	上の内訳	半角	2 文字以内	
30	等の数		従	半角	2 文字以内	
31		7 114	主	半角	2 文字以内	
32		その他	従	半角	2 文字以内	
33	7	特別障害	害者	半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じ
34	障害者の	上の内部	7	半角	2 文字以内	て記録する。
35	数	その他		半角	2 文字以内	
36	社会保険料	土会保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳			半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料	の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料	の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金	等特別控	除等の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金	保険料の	金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合	計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害	保険料の	金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44			元号	半角	1文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和
45			年	半角	2 文字	は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、
46	受給者の生	年月日	月	半角	2 文字	また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は
47			日	半角	2 文字	前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
48	夫あり	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者			半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	+1.29	特別障害	者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	本人が	その他の	障害者	半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者			半角	1文字	記録を省略する。

項番		項目名		7	人力文字基準	記録要領
54	寡婦			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に 該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」 を記載する。
55	寡夫			半角	1 文字	記録しないでください。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合 には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学	生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退	職		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60		中途就職・退職の	の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中
61	中途	年		半角	2 文字	途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。
62	就•退	月		半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合
63	職			半角	2 文字	は前ゼロを付加して記録する (「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
64		住所(居所)又は所在地		全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65	lih o	国外住所表示		半角	1文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66	他の	氏名又は名称		全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	又 払     者	給与等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	自	徴収した金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保 金額	以険料の	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者	に係る徴収猶予税	額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71			年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
72	他の支	払者のもとを退	月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合
73	職した年月日日日		日	半角	2文字	は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
74			年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の
75	住宅借	入金等特別控除	月	半角	2 文字	適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。
76	等適用家屋居住年月日 日 日		日	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。(「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」

項番	項目名	7	人力文字基準	記録要領
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角	1 文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第36項に規定する特別特定取得に該当する場合の特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する保宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する特例認定住宅等に該当する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。おって、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合の特別控除は「44」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」を記録する。なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。

項番	項目名		j	人力文字基準	記録要領
80	住宅借入金等の額(1回目)		半角	8 文字以内	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。
81	\( \rightarrow \ri	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は
82	住宅借入金等特別控除 等適用家屋居住年月日	月	半角	2 文字	目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合
83	(2回目)	日	半角	2 文字	は前ゼロを付加して記録する (「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
84	住宅借入金等特別控除区目)	分 (2 回	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定院は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「12」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する場合を含む。)で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。

項番	項目名	J	人力文字基準	記録要領
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角	300 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における 住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)×× 年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その 者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定 親族である場合は「退特」、生年月日(「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭 和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を 使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別 居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場 合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合は「普」又は特別障害者である場 合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合は「音」又は特別障害者である場 合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学 生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」、 扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者でを活費等に充てるための支払を38万円以上受 けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、寡婦(退職手当等 の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退 職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録す る。
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。 (注)平成28 年度(平成27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を 省略する。

項番	項目	名	-	入力文字基準	記録要領
95	支払を受ける者の	ける者の個人番号		12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を 省略する。
96		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。
98	(源泉・特別) 控除対象配偶者	区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
100	控除対象扶養親	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。
101	族等(1)	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。

項番	項目	名	7	人力文字基準			記録要領			
					控除対象扶養	長親族等(1)が控除対	対象扶養親族の場合は、下	表のとおり区分を記録	录する。	
					控除対象扶養親族の分類					
			1	居住者						
					非居住者で30	歳未満又は70歳」	以上		01	
					非居住者で30	歳以上70歳未満た	かつ留学により国内に住所	及び居所を有しなく	02	
					なった者					
						歳以上70歳未満7	. , , , , , .		03	
							かつ扶養控除の適用を受け			
					,	いて生活費又は教育	育に充てるための支払を 38	8 万円以上受けてい	04	
					る者					
					7 7 1444					
			半角	2 文字			が特定親族(年末調整の適			
102	102 区分	区分					i又はその見積額が58万円		, ,,,,,	
					は、各人別の合	計別侍金領又はて 	の見積額に応じて下表のと 区分	こわり区分を記録する。 区分	0	
					合計所得金額	取はその見積額	(特定親族が居住者)	(特定親族が非居住)	<b>- 本)</b>	
					58 万円超	85 万円以下	10	11	L11 /	
					85 万円超	90 万円以下	20	21		
					90 万円超	95 万円以下	30	31		
					95 万円超	100 万円以下	40	41		
					100 万円超	105 万円以下	50	51		
					105 万円超	110 万円以下	60	61		
					110 万円超	115 万円以下	70	71		
					115 万円超	120 万円以下	80	81		
					120 万円超	123 万円以下	90	91		
		hm 1 = 5   1	\1. F				番号(12 桁の数字)を記録	·	→ A→ 3	
103		個人番号	半角	12 文字		8 年度(半成 27 年	分)以前の給与支払報告書	を作成する場合には、	、記録を	
104	上帝7人 上 [ <i>春</i> . 口. 34 上 1	→ II . IS 1	A #	00 444114	省略する。	を 対	カーリル レナニカ レマ			
104	控除対象扶養親	フリガナ	全角	30 文字以内			カフリガナを記録する。			
105	族等(2)	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養	長親族等(2)の氏名を	と記録する。			

項番	項目	名	7	入力文字基準			記録要領		
					控除対象扶養	親族等(2)が控除対	対象扶養親族の場合は、下	表のとおり区分を記録	まする。
						控除效	対象扶養親族の分類		区分
				居住者					
					非居住者で30	歳未満又は70歳り	以上		01
						歳以上70歳未満た	かつ留学により国内に住所	及び居所を有しなく	02
					なった者				
						歳以上70歳未満7			03
							いつ扶養控除の適用を受け		
					•	ハて生活費乂は教育	育に充てるための支払を 38	8 万円以上受けてい	04
	106 区分				る者				
				また †沈厚クキ	- 	が特定親族(年末調整の適	田な巫はていない担。	<b>△1714</b>	
		区分    半角		2 文字			7. 予足税族(平木調金の週 i又はその見積額が58 万円		,
106			半角 2				・の見積額に応じて下表のと		
							区分	区分	
					合計所得金額	又はその見積額	(特定親族が居住者)	(特定親族が非居住	主者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超	115 万円以下	70	71	
					115 万円超	120 万円以下	80	81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
	-				<b>控除分象</b> 比美	親佐等(2)の個人を	番号(12 桁の数字)を記録	<u> </u>	
107		個人番号	半角	12 文字			番号(12 刊の数字)を記録 分)以前の給与支払報告書	· -	記録を
101				12 / 1	省略する。				, ножу с
108	控除対象扶養親	フリガナ	全角	30 文字以内	7.7.7.7	親族等(3)の氏名の	 Dフリガナを記録する。		
109	族等(3)	氏名	全角	30 文字以内		親族等(3)の氏名を			

項番	項目	名	入力文字基準		記録要領				
					控除対象扶養	親族等(3)が控除対	対象扶養親族の場合は、下	表のとおり区分を記録	录する。
				控除対象扶養親族の分類					
				居住者					
					非居住者で30	歳未満又は70歳以	以上		01
						歳以上70歳未満た	いつ留学により国内に住所	及び居所を有しなく	02
					なった者 非民任者で 30	歳以上 70 歳未満た	いへ陪宝老		03
					711000		いつ扶養控除の適用を受け	トうとする早住者か	- 00
							育に充てるための支払を 3		04
					る者			0 /3/13/12/17 (1	01
				_					
				2 文字	また、控除対	象扶養親族等(3)太	が特定親族(年末調整の適	i用を受けていない場	合には、
110	110 区分	区分	半角		源泉控除対象親	上族で合計所得金額	又はその見積額が 58 万円	]超 100 万円以下の者	)の場合
110					は、各人別の合	計所得金額又はそ	の見積額に応じて下表のと	とおり区分を記録する	0
					合計所得金額又はその見積額		区分	区分	
							(特定親族が居住者)	(特定親族が非居住	主者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超	115 万円以下	70	71	
					115 万円超	120 万円以下	80	81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
					控除対象扶養	- 親族等(3)の個人都	番号(12 桁の数字)を記録	<del>はする。</del>	
111		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成 2	8年度(平成27年	分) 以前の給与支払報告書	<b>帯を作成する場合には</b>	、記録を
					省略する。				
112	控除対象扶養親	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養	親族等(4)の氏名の	Dフリガナを記録する。		
113	族等(4)	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養	親族等(4)の氏名を	と記録する。		

項番	項目	名	-/	人力文字基準			記録要領		
					控除対象扶養	長親族等(4)が控除	対象扶養親族の場合は、下	表のとおり区分を記録	まする。
						控除	対象扶養親族の分類		区分
					居住者				
					非居住者で30歳未満又は70歳以上				
					非居住者で30	歳以上70歳未満7	かつ留学により国内に住所	及び居所を有しなく	02
					なった者				02
					非居住者で30	歳以上70歳未満	かつ障害者		03
					非居住者で30	歳以上70歳未満7	かつ扶養控除の適用を受け	ようとする居住者か	
					らその年にお	いて生活費又は教	育に充てるための支払を 3	8 万円以上受けてい	04
					る者				
					また、控除対	†象扶養親族等(4);	が特定親族(年末調整の適	i用を受けていない場;	合には、
114		区分	半角	   2 文字	源泉控除対象親	は灰で合計所得金額	[又はその見積額が 58 万円	超 100 万円以下の者	の場合
114			十月	2 文于	は、各人別の台	計所得金額又はそ	の見積額に応じて下表のと	おり区分を記録する	ס
					△ 計元但 △ 始	又はその見積額	区分	区分	
					百司別待並領	スパよて り 兄/惧領	(特定親族が居住者)	(特定親族が非居住	注者)
					58 万円超	85 万円以下	10	11	
					85 万円超	90 万円以下	20	21	
					90 万円超	95 万円以下	30	31	
					95 万円超	100 万円以下	40	41	
					100 万円超	105 万円以下	50	51	
					105 万円超	110 万円以下	60	61	
					110 万円超	115 万円以下	70	71	
					115 万円超	120 万円以下	80	81	
					120 万円超	123 万円以下	90	91	
	-				控除対象共和	●親族等(4)の個人表	<u> </u>	<u></u> ろ。	
115		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(4)の個人番号(12桁の数字を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を				
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	十四	,	省略する。		24) Sund sun A 250- IVII E		, ,,,,,,
116		フリガナ	全角	30 文字以内	77 71 7 - 0	大養親族(1)の氏名	 のフリガナを記録する。		
117	1	氏名	全角	30 文字以内		夫養親族(1)の氏名			
110	10 5 7 7 7 7 7 7	EA	V/ #		16 歳未満の打	共養親族(1)が国内	に住所を有しない者である	場合には「01」、それ」	以外の場
118	16 歳未満の扶養	区分	半角	2 文字	合には「00」を	記録する。			
	親族(1)				16 歳未満の打	夫養親族(1)の個人	番号(12 桁の数字)を記録	录する。	
119		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成 2	8 年度(平成 27 年	分) 以前の給与支払報告書	<b>帯を作成する場合には、</b>	記録を
					省略する。				
120	16 歳未満の扶養	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の打	夫養親族(2)の氏名	のフリガナを記録する。		

項番	項目	名	7	人力文字基準	記録要領
121	親族(2)	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場
122		<b>运</b> 为	十円	2 久宁	合には「00」を記する。
					16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
123		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を
					省略する。
124		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126	16 歳未満の扶養	区分	半角	2 文字	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場
	親族(3)				合には「00」を記録する。
105		mist	N/ Fr		16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
127		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を
100		~ 11 +K.L.	人力	00 구수이나	省略する。
128		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	16 歳未満の扶養	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
	親族(4)				16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
131			半角	   12 文字	(注) 平成 28 年度 (平成 27 年分) 以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を
101		回八田万	一一円		省略する。
	5 人目以降の控防	対象扶養親族			書面による場合の記載に準じて記録する。
132	等の個人番号	0.423404200000	全角	100 文字以内	
	5 人目以降の 16 前	歳未満の扶養親	A 4-	I . I I	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	族の個人番号		全角	100 文字以内	
134	普通徴収		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除		半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者の	フリガナ	半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号		半角	25 文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード		半角	6 文字	茅ヶ崎市の地方公共団体コード『142077』を記録する。
140	指定番号		半角	12 文字以内	茅ヶ崎市の指定した番号を記録する。なお、新たに茅ヶ崎市に給与支払報告書を提出す
140	1日化留 ケ		十円	14 又于以门	ることとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
					書面による場合の記載に準じて記録する。
141	基礎控除の額		半角	10 文字以内	(注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略
					する。

項番	項目名			入力文字基準		記録要領
142	所得金額調整控除額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略 する。
143	ひとり親			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略 する。
144	控除対象 扶養親族			半角	2文字以内	特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額 又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の数を主たる給与等と従たる給与等の区
145	等の数	特親	従	半角	2文字以内	分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
146	特定親族特別控除の額		Ą	半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

#### 別紙2 公的年金等支払報告書 レコード内容及び記載要領

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	法定資料の種類	半角 3 文字		「331」を記録する。
2	整理番号1	半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10桁の数字)」を記録する(記録を省略して
2	金坪街万 I	十月	10 文子	も差し支えない。)。
				税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号
3	本支店等区分番号	半角	5 文字以内	等)を記録する。
				(注) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者 が提出する場合は記録しない。
4	提出義務者の住所(居所)又は	全角	   60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
Т	所在地	土円	00 X T-Xr 1	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	   提出義務者の電話番号	半角	   15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。
0	近山我彷徨り电而留々	十円	10 文于以内	(例)「03-1234-5678」、「03 (1234) 5678」
7	整理番号2		13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13桁の数字)」を記録する(記録を省略して
•	<u> 定</u> 任留 ク 2	半角	13 久子	も差し支えない。)。
8	提出者の住所(居所)又は所在	全角	   60 文字以内	記録を省略する。
0	地	土円	00 文于以内	
9	提出者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。
10	訂正表示	半角	   1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合
10	11 11747人)	十円	1 入丁	には「0」を記録する。
11	年分	半角	2 文字	支払の確定した年又は支払の年を和暦で記録する。
11	十刀	十円	4 久宁	なお、元年分~9年分については、前ゼロを付加して「01」~「09」と記録する。

項番	項目名		1名	-	入力文字基準	記録要領	
12		住所又	は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	
13	国外信		<b>能事</b> 是	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」	
10			17142/1	十月		を記録する。	
14	支払を	氏名		全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。	
15	受ける		元号		1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。	
16	者	生年	年	半角	2 文字	元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、そ	
17		月日	月	半角	2 文字	の他は「9」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用し、	
18		741.	日	半角	2 文字	1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	
10			Г	1 / 1		(例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」	
						書面による場合の記載に準じて記録する。	
						(注1)未払金額も含む。	
19			支払金額	半角	10 文字以内	(注2) 令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、	
	所得税法	<b>宗第 203</b>				「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改	
	条の3第					正前の所得税法第203条の3第1号適用分について記録する(以下、項番20から22	
	第4号通	6用分		N/ Fr	40 444114	までにおいて同じ。)。	
20			未払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
21			源泉徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
			→ 幼仏山→ 4 <i>4 赤</i> 石	11. h	10	(注) 未徴収税額を含む。	
22			未徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
23	→ 所得税法第 203		支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注)	
24	条の3第	第2号•	未払金額	半角	10 文字以内	(注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所	
25	第5号道	囿用分	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前	
26			未徴収税額	半角	10 文字以内	の所得税法第203条の3第2号適用分について記録する。	
27	所得税法	<b>宗第 203</b>	支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注)	
28	条の3第	第3号⋅	未払金額	半角	10 文字以内	(注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所	
29	第6号道	囿用分	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前	
30			未徴収税額	半角	10 文字以内	の所得税法第203条の3第3号適用分について記録する。	
31	所得税法	第 203	支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。	
32	条の3第	7号適	未払金額	半角	10 文字以内	(注) 令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所	
33	用分		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前	
34	d to protect		未徴収税額	半角	10 文字以内	の所得税法第203条の3第4号適用分について記録する。	
35	本特別障害者その他の障害			半角	1文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。	
36			<b>活</b> 者	半角	1文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。	
37		年者		半角	1 文字	記録を省略する。	
		\ 1.1 & <del></del> -		V/ 5	ما المام	書面による場合の記載に準じて記録する。	
38	源泉控除対象配偶者の有無等		対象配偶者の有無等 半角		1 文字	源泉控除対象配偶者を有する場合には「1」、有しない場合には「2」を記録する。	
						なお、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「3」を記録する。	

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
39	控除対象扶	老人	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	養親族の数	その他	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	障害者の数	特別障害者	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	牌古石 70 数	その他	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	社会保険料の	金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	控除対象扶 養親族の数	特定	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
45	摘要		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、個人番号、生年月日(「元号」については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で皆害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で告えてるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。
46	障害者の数	特別障害者のうち 同居	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
47	本人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 (注)令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、特別 寡婦の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を 作成する場合は「ひとり親」の該当の有無について記録する。
48			半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 (注)令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、寡婦・ 寡夫の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を 作成する場合は「寡婦」の該当の有無について記録する。
49	16 歳未満の扶養親族の数		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
50	非居住者であ	る親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
51	提出義務者の	法人番号	半角	13 文字	提出義務者の法人番号(13 桁の数字)を記録する。 (注)平成28 年度(平成27 年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
52	支払を受ける	者のフリガナ	半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
53	支払を受ける	仏を受ける者の個人番号		12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
54	フリガナ 氏名		全角	30 文字以内	源泉控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。
55		氏名	全角	30 文字以内	源泉控除対象配偶者の氏名を記録する。
56		区分	半角	2文字	源泉控除対象配偶者が、非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録 する。
57	源泉控除対象配偶者	個人番号	半角	12 文字	源泉控除対象配偶者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
58		配偶者の合計所得	半角	10 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
59	58万円以下		半角 1 文字 以降令和7年度(令和6年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には下、令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には		源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が58万円以下(令和3年度(令和2年分) 以降令和7年度(令和6年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には48万円以 下、令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には38万円以 下)である場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
61		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
62	控除対象 扶 養 親 族 (1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が、非居住者の場合で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
63	個人番号		半角 12 文字		控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
64		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
65	氏名		全角	30 文字以内	控除対象扶養親族 (2) の氏名を記録する。
66	控除対象 扶養親族 (2)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(2)が、非居住者の場合で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、 非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住 者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年におい て生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ 以外の場合には「00」を記録する。

項番		項目名	-	人力文字基準	記録要領
		/m / = 5 H	\1. F		控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
67		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成 28 年度 (平成 27 年分) 以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
68	フリガナ 氏名		全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
69			全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
70	16 歳未満の 扶 養 親 族	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
71	(1)	個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
72		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
73		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
74	16 歳未満の 扶 養 親 族		半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
75	(2)	個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、 記録を省略する。
76	受給者番号		半角	25 文字以内	支払者(提出義務者)において支払を受ける者に付設した番号を記録する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には、特別徴収義務者コード(必須)+共済整理番号(任意)を記録する。 (例)特別徴収義務者コードが687の場合 ○農林対象者(既裁定者)→687(義務者コード)+農林共済整理番号(9桁) ○農林対象者(年金機構にて新規裁定された者)→687(義務者コード)のみ
77	提出先市町村コード		半角	6 文字	茅ヶ崎市の地方公共団体コード『142077』を記録する。
78	指定番号		半角	12 文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。 なお、新たに市町村に公的年金等支払報告書を提出することとなったこと等により指定 番号がない場合には、記録を省略する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には記録しない。
79	修正前支払金	額	半角 10文字以内		公的年金から特別徴収を行う年金保険者が訂正表示「1」(無効)の公的年金等支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。

## 4 【各項目の記録に当たっての留意事項】

- (1) 各項目共通
  - ① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

〈例〉 法定資料の項目····· × 1,200,000

O 1200000

② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する(**CSV** 形式では必ず「, (カンマ)」で 各項目が区切られていなければならない。)

〈例〉 半角の項目が記録不要の場合…… 前の項目,後の項目

- (2) 住所、居所又は所在地
  - ① 都道府県名から順次記録する。 ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

〈例〉 〇 東京都中央区銀座1-1-1

- 〇 中央区銀座1-1-1
- 〇 大阪市中央区大手前2-2-2
- × 中央区大手前2-2-2 ⇒ 大阪市中央区大手前2-2-2
- (注)政令指定都市については、市名を省略しない。
- ② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

〈例〉 × 名古屋市港区アキハ1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1

- × 名古屋市港区あきは1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1
- 名古屋市港区いろは町2-2-2
- ③ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

〈例〉 × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1

- × 神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1
- 〇 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

4	都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース	1 文字分の区切りがあっても差し支えない。
	〈例〉 ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1 ○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1 × 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1 × 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1 (注)「□」は、スペース1文字分を表す。	
<b>(5)</b>	住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに	「記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(

⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「一」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

〈例〉 〇 千代田区丸の内1-1-1 〇 千代田区丸の内1~1~1 × 千代田区丸の内1, 1, 1

- ⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。
- ⑦ 郵便番号は記録しない。

#### (3) 氏名又は名称

① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。 ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

② 個人の肩書等は記録しない。

〈例〉 × 税理士 総務 太郎 ⇒ 〇 総務 太郎

③ 法人の代表者名等は記録しない。

〈例〉 × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ O 総務産業株式会社

④ 法人の組織名には必ずカッコ(全角)を付す。

<例>	0	総務産業(株)	0	(株)	総務産業
	0	総務産業(株	0	株)	総務産業
	×	総務産業 株)	×	(株	総務産業
	×	総務産業/株	×	株、	総務産業

組織名	略称			
<b>科丛神队</b> 石	漢字	カナ		
株式会社	株、KK	カ、カブ		
有限会社	有、UK	ユ、ユウ		
合資会社	資	シ		
合名会社	名	メ、メイ		
医療法人	医	1		
協同組合	協	キョウ		
農業協同組合	農	ノウ		
漁業協同組合	漁	ギョ、ギヨ		

組織名	略称			
	漢字	カナ		
企業組合	企業、企	キ、キギョウ		
組合連合会	組連	クミレン		
財団法人	財	ザイ		
社団法人	社	シャ		
社会福祉法人	福	フク		
宗教法人	宗	シュウ、シユウ		
学校法人	学	ガク		

### (4) 外字の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文字は、次のとおり取扱う。

- ① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。
- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

〈例〉 「<u>德</u>田」 ⇒ 「<u>徳</u>田」 「<u>齎</u>藤」 ⇒ 「<u>斉</u>藤」

(5) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者について

令和7年1月以降に公的年金等支払報告書(追加・訂正分)を紙運用から電子運用へ切り替えた公的年金の年金特別徴収義務者を指す。

## 5 【光ディスクの提出に当たっての留意事項】

- (1) 光ディスクの提出の際には、正本・副本の両方を提出する。
- (2) 提出する媒体には、次の事項を明示する。
  - ① 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

#### 【記載事項】

- (7) 提出先市町村名
  - (イ) 提出者名
- (ウ) 提出者住所
- (エ) 個人番号又は法人番号

- (オ) 指定番号
- (カ) 提出件数
- (キ) 提出年月日
- (ク) 正本・副本の区別

- (ケ) 総枚数及び一連番号
- (3) 提出された光ディスクは返却しない。
- (4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。